

国民年金保険料の免除申請を受け付けます

経済的な理由などで保険料を納めることができない方には、保険料の納付が免除（猶予）される制度があります。免除（猶予）には申請が必要で、所得審査があります。

■保険料の免除・猶予

- ▷ 保険料免除（全額免除・一部免除）
 - 本人、配偶者、世帯主の前年所得が一定額以下の場合
- ▷ 若年者納付猶予
 - 30歳未満の方で、本人、配偶者の前年所得が一定額以下の場合
 - ※学生の方は、学生納付特例をご利用ください。
- 免除や猶予となる所得の目安（次の基準額以下）
 - ▷ 全額免除、若年者納付猶予
 - (扶養親族等の数+1) × 35万円 + 22万円
 - ▷ 3/4免除
 - 78万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等
 - ▷ 半額免除
 - 118万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等
 - ▷ 1/4免除
 - 158万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等
 - ※所得の基準は変更されることがあります。

■免除（猶予）期間中の将来の年金額

免除（猶予）期間は、年金受給のために必要な期間（300月）に算入されますが、全額納付した場合より、将来の受取額が減ります。

平成21年4月分以降の保険料

全額免除（本来の年金額の）	1/2
3/4免除	5/8
半額免除	3/4
1/4免除	7/8

※平成21年3月分以前は率が異なります

■申請の手続き

7月1日（月）から、市民課保険年金係または多治見年金事務所で、平成25年度分（平成25年7月～平成26年6月）を受け付けます。また、平成24年度分（平成24年7月～平成25年6月）の申請は、7月31日（水）が受付期限です。

■申請に必要な物

- ▷ 年金手帳
- ▷ 印鑑（本人が署名する場合は不要）
- ▷ 退職を理由に申請する方は、雇用保険の「離職票」・「受給資格者証」など
- ▷ 前年の所得状況が明らかにできる書類（平成25年度の市・県民税が土岐市で課税されている方は不要）

■保険料の追納

保険料免除・若年者納付猶予・学生納付特例により免除・猶予となった保険料は、10年以内であればさかのぼって納めることができます。ただし、免除などの承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降に納付する場合は、当時の保険料に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。

※国民年金保険料には特例免除があります。失業、事業の廃止、天災などに遭った方や障がい者、寡婦の方はご相談ください。

問 市民課保険年金係（内線137・138）
または多治見年金事務所（☎②0255）

7月は青少年の非行・被害防止全国強調月間です

青少年の健全な育成は、大人一人一人の責務です。地域・家庭が一体となって、青少年の健やかな成長のための社会環境づくりに努め、青少年の非行・被害防止に努めましょう。

気軽にご相談を

- 子どもの言動が「おかしい」と感じたときは、早めにご相談ください。
- 青少年SOSセンター （☎0120-247-505）
- 子ども・家庭電話相談室 （☎0120-761-152）
- 県警ヤングテレホンコーナー （☎0120-783-800）
- 東濃地区少年サポートセンター （☎0120-783-802）
- 東濃子ども相談センター （☎②1111）
- 心のダイヤル119 （☎058-276-0119）
- 子どもの人権センター （☎058-265-2850）

問 土岐市青少年育成市民会議事務局（生涯学習課内・内線272）

青少年の主張大会が開催されました

6月16日に開催された市青少年育成市民会議の中で「土岐市青少年の主張大会」が行われ、小学生3人・中学生6人・高校生1人の合計10人が、自分の考えを力強く発表しました。



最優秀賞
牧野雅さん（土岐津中3年）
「常識は思いやり」